

短期入所生活介護(含む予防)

【消費増税に伴う新単位数】 ※以下の単位数はすべて1日あたり

○単独型：従来型個室の場合				
	<現行>		<改定後>	増減
要支援1	465 単位	⇒	466 単位	+1
要支援2	577 単位		579 単位	+2
要介護1	625 単位		627 単位	+2
要介護2	693 単位		695 単位	+2
要介護3	763 単位		765 単位	+2
要介護4	831 単位		833 単位	+2
要介護5	897 単位		900 単位	+3

○併設型：従来型個室の場合				
	<現行>		<改定後>	増減
	437 単位	⇒	438 単位	+1
	543 単位		545 単位	+2
	584 単位		586 単位	+2
	652 単位		654 単位	+2
	722 単位		724 単位	+2
	790 単位		792 単位	+2
	856 単位		859 単位	+3

○単独型：ユニット型の場合				
	<現行>		<改定後>	増減
要支援1	543 単位	⇒	545 単位	+2
要支援2	660 単位		662 単位	+2
要介護1	723 単位		725 単位	+2
要介護2	790 単位		792 単位	+2
要介護3	863 単位		866 単位	+3
要介護4	930 単位		933 単位	+3
要介護5	997 単位		1,000 単位	+3

○併設型：ユニット型の場合				
	<現行>		<改定後>	増減
	512 単位	⇒	514 単位	+2
	636 単位		638 単位	+2
	682 単位		684 単位	+2
	749 単位		751 単位	+2
	822 単位		824 単位	+2
	889 単位		892 単位	+3
	956 単位		959 単位	+3

介護職員等特定処遇改善加算（新設）

【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本単位数合計の2.7%に相当する単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本単位数合計の2.3%に相当する単位数

【算定要件】

介護老人福祉施設と同じ

(1)賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。

ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の 2 倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の 2 倍以上であること。

ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円を上回らないこと。

(2) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していること。

他、現行の介護職員処遇改善加算の算定要件と同じ